

法教育推進協議会法教育懸賞論文コンクール実施規程

法教育推進協議会は、法教育の推進・普及を図るため、社団法人商事法務研究会及び日本司法支援センターとの共催により、以下の規程に基づき、法教育懸賞論文コンクールを実施する。

(論文の募集)

第1条 懸賞論文の募集は、協議会に設置された法教育普及検討部会が、協議会の決議を経て行うものとする。

2 懸賞論文を募集するときは、懸賞論文応募要領を作成し、これを広報する。広報は、その要旨を法務省ホームページに掲載し、その他、隨時有効な方法により行う。

(応募者の資格)

第2条 応募者の資格に制限は設けないものとする。

(論文の審査)

第3条 論文の審査は、法教育普及検討部会において行い、その結果を協議会に報告する。

(受賞者の決定)

第4条 懸賞論文の受賞者は、法教育普及検討部会の審査結果に基づき、協議会の決議を経て決定する。

(賞及び賞金額等)

第5条 受賞者に授与する賞及び賞金の額は、当分の間、次のとおりとし、賞金は、共催者である社団法人商事法務研究会が拠出する。

最優秀賞（1通）10万円

優秀賞（2通以内）5万円

佳作（4通以内）3万円

2 受賞者に授与する賞は、該当がない場合もあるものとする。

(受賞者の発表)

第6条 受賞者の発表は、受賞者に通知するほか、法務省ホームページ等で行う。

(入賞論文の取扱い)

第7条 入賞論文は、法務省ホームページ等に掲載する。

2 入賞論文の著作権は、法教育推進協議会に帰属するものとする。

附則

この規程は、平成22年4月20日から施行する。